

【クーポン券の利用対象とならないもの】

区分	事例
行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税、住民税等の公租公課 ○社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等） ○宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの） ○その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） <p>※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や、博物館、美術館の入館料等行政機関が運営する現業の対価は対象</p>
日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ○電気・ガス・水道・電話料金等 ○NHK放送受信料 ○不動産賃料 ○駐車場の月極・定期利用料 <p>※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ○金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等） ○プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ○金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○対象地域内でサービスが完結しないもの <p>※ただし、宅配等の配送サービスは対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ○授業料、入学検定料、入学金等 <p>※アクティビティのガイド料等は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金 ○既存の債務の弁済 ○各種サービスのキャンセル料 ○電子商取引 ○無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ○公序良俗に反するもの及び社会通念上不相当とされるもの ○その他各取扱店舗が指定するもの

※クーポン券は、宿泊代金の割引には使用できませんが、宿泊施設がクーポン取扱事業者となった場合、施設内のレストランや売店で使用することができます。また、夕食時の追加料理や飲み物等にも使用できます。